

## 九十九里町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、九十九里町犯罪被害者等支援条例（令和7年九十九里町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(見舞金を支給しない場合)

第3条 条例第11条第1号から第3号までに規定する見舞金の支給制限については、次に掲げるいずれかに該当する場合に適用するものとする。

(1) 条例第11条第1号に規定する親族関係とは、次に掲げるものをいう。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

エ 同居の親族

(2) 条例第11条第2号に規定するその責めに帰すべき行為とは、次に掲げる行為をいう。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為

(3) 条例第11条第3号に規定する社会通念上適切でないと認められるときとは、被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者）に次のいずれかに該当する事由があるときをいう。

ア 当該犯罪行為を容認していたとき。

イ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。

ウ 九十九里町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

エ 次のいずれかに該当する行為（（イ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行とするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、九十九里町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(傷害見舞金の支給の申請)

第4条 条例第14条第1項の規定により傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、九十九里町傷害見舞金支給申請書（第1号様式）及び犯罪被害申告書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- (2) 申請者本人であることを確認することができる身分証明書等
- (3) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、町民であったことを証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(遺族見舞金の支給の申請)

第5条 条例第14条第1項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、九十九里町遺族見舞金支給申請書（第3号様式）及び犯罪被害申告書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者本人であることを確認することができる身分証明書等
- (3) 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町民であったことを証明する書類
- (4) 申請者と被害者との続柄を証する戸籍の全部事項証明書等の戸籍に関する証明書
- (5) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
- (6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- (7) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者によって生計を維持していた事実を認めるに足りる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

(見舞金の審査結果決定通知書)

第6条 町長は、条例第15条の規定により、見舞金の支給の可否を決定したときは、九十九里町見舞金支給審査結果決定通知書(第4号様式)により、その内容を当該申請者に通知しなければならない。

(転居費用の助成の申請)

第7条 条例第19条において準用する条例第14条第1項の規定により転居費用の助成の申請をしようとする者は、九十九里町転居費用助成申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 転居費用を支払ったことを証明する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

(準用)

第8条 第6条の規定は、前条の規定による申請があったときについて準用する。この場合において、第6条中「九十九里町見舞金支給審査結果決定通知書(第4号様式)」とあるのは「九十九里町転居費用助成審査結果決定通知書(第6号様式)」と読み替えるものとする。

(照会)

第9条 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、警察その他の関係機関等に照会することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

第1号様式（第4条関係）

九十九里町傷害見舞金支給申請書

九十九里町長

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

九十九里町犯罪被害者等支援条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添「犯罪被害申告書」のとおり

2 負傷の状態

別添「診断書」のとおり

3 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名		支店名	
口座名義人			
預金種別	普通・当座	口座番号	

4 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	
代理人住所			
代理人電話番号			

## 添付書類

### 1 申請に必要な提出書類

- 犯罪被害申告書（第2号様式）
- 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- 傷害見舞金申請者本人であることを確認することができる身分証明書等
- 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、町民であったことを証明する書類

### 2 代理人が申請を行う場合は、上記1の書類に加えて

- 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

### 3 その他

- その他町長が必要と認める書類

犯罪被害申告書

年 月 日

(宛先) 九十九里町長

(申告者)

住 所

氏 名

1 被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日	年 月 日	( 歳)
被害者の住所		
犯罪が行われた時の被害者の住所		
被害の発生日時	年 月 日	午前・午後 時 分頃
被害発生場所		
犯罪被害に係る罪名 (判明している場合)		
犯罪被害の概要		
取扱警察署及び被害届 受理番号等	都道府県名	
	警察署名	
	受理日	年 月 日
	受理番号	

## 2 支給除外事由の確認

下記のとおり、支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

- 1 犯罪行為が行われた時において、被害者等と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がない。
- (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
  - (2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
  - (3) 3親等内の親族
  - (4) 同居の親族
- 2 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為がない。
- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
  - (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - (3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- 3 被害者等に次のいずれかに該当する事由がない。
- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
  - (2) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族、その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
  - (3) 暴力団員若しくは暴力団員等に該当する、又は暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものであること。

※傷害見舞金の場合は、被害者本人のみ

## 3 情報提供の同意等

見舞金の支給及び転居費用の助成に必要な警察その他の関係機関が保有する犯罪行為による被害に関する事項について、九十九里町が照会し、提供を受けることへの同意

- 同意します       同意しません

## 4 見舞金の返還

見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、九十九里町犯罪被害者等支援条例第16条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還することへの同意

- 同意します       同意しません

第3号様式（第5条関係）

九十九里町遺族見舞金支給申請書

年 月 日

(宛先) 九十九里町長

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

九十九里町犯罪被害者等支援条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請者と被害者との続柄

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 その他（代理人等）

3 振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関名		支店名	
口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

4 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

## 添付書類

### 1 申請に必要な提出書類

- 犯罪被害申告書（第2号様式）
- 被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 申請者本人であることを確認することができる身分証明書等
- 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町民であったことを証明する書類
- 申請者と被害者との続柄を証する戸籍の全部事項証明書等の戸籍に関する証明書
- 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
- 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者によって生計を維持していた事実を認めるに足りる書類

### 2 申請者が被害者の配偶者以外である場合は、上記1の書類に加えて

- 第1順位の遺族であることを証明することができる書類

### 3 代理人が申請を行う場合は、上記1の書類に加えて

- 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

### 4 その他

- その他町長が必要と認める書類

第4号様式（第6条関係）

九十九里町見舞金支給審査結果決定通知書

第 号  
年 月 日

様

九十九里町長

年 月 日付けで申請のありました傷害見舞金・遺族見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

見舞金の額 円

2 支給できません。

(理由)

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、九十九里町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、九十九里町を被告として（訴訟において九十九里町を代表する者は九十九里町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが求められる場合があります。



添付書類

1 申請に必要な提出書類

転居費用を支払ったことを証明する書類

2 代理人が申請を行う場合は、上記1の書類に加えて

代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

3 その他

その他町長が必要と認める書類

九十九里町転居費用助成審査結果決定通知書

第 号  
年 月 日

様

九十九里町長

印

年 月 日付けで申請のありました転居費用の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

転居費用の額 円

2 支給できません。

（理由）

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、九十九里町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、九十九里町を被告として（訴訟において九十九里町を代表する者は九十九里町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが求められる場合があります。